

【位置指定道路の基準に適合する道】

添付図書一覧
(認定基準 規則第10条の3第1項 第2号)

部 数:正副各1部(正は全て原本、副は写しでも可(公図、全部事項証明書、承諾書及び印鑑(登録)証明書等))

手数料:27,000円(北九州市手数料条例別表第75の3号)

図 面:サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	認定申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
3	付近見取図		・申請地に色付け等
4	現況写真		・接続先道路(建築基準法上の道路)～申請通路～申請地 (配置図等に撮影方向を記載)
5	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・接続先道路の内容(道路種別・市道〇〇号線・幅員等)を記載 ・申請通路は接続先道路～申請地までの範囲を記載 (沿線の敷地・建物形状を含む(部分記載で可)) ・敷地との境界線は、「通路境界線」を記載 ・申請通路に「43条第2項第2号 認定申請通路」等と記載
6	申請通路の詳細図等		・令144条の4第1項各号に規定する認定基準の適合性審査に必要な事項 ・位置指定道路の申請添付図書に準じる
7	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		
8	各階平面図		
9	2面以上の立面図		
10	2面以上の断面図		
11	公図(原本) ^{※1}	指定	
12	公図(写し)		・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
13	全部事項証明書 ^{※1, 3}	指定	・土地 → 申請通路
14	承諾書 ^{※3, 4}	指定	・権利者(抵当権等の乙区分を含む)の記名押印 ・権利者等以外が管理する場合は、管理する者の記名押印が必要
15	印鑑(登録)証明書 ^{※1, 2}	指定	

※1 公図、全部事項証明書及び印鑑(登録)証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※2 印鑑(登録)証明書の住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等(法人の場合は履歴事項全部証明書等)で経過を確認できる資料を添付

※3 相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付のうえ、相続対象者全員(法定相続人)からの承諾書を添付

※4 承諾書は、「道を将来にわたって通行すること」及び「令144条の4第1項各号の基準に適合するように管理すること」について承諾した内容とする